2　新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

⑵　［略］

6　会計監査人に関する事項

⑴　［略］

⑵　責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

（記載上の注意）

1　会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

2　会計監査人と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

①　当該会計監査人の氏名又は名称

②　当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

3　保険会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。４において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4　保険会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

⑶　［略］

［７～10　略］

11　会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

（記載上の注意）

1　会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

2　保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

⑵　［同左］

6　会計監査人に関する事項

⑴　［同左］

⑵　責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

⑶　［同左］

［７～10　同左］

11　会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。